

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

○視能訓練士法施行細則

規 則

（医療整備課）

一

告 示

○地籍調査事業計画の変更

（地域復興支援課）

八

○土地改良区の定款変更の認可

（大河原地方振興事務所）

八

公 告

○県営土地改良事業計画の変更

（農村振興課）

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（道路課）

八

監 査 委 員

○定期監査の結果の公表（二件）

一〇

収用委員会

○国道四十五号平井田事件審理の開始についての公示による通知

一七

○国道四十五号平井田事件、国道四十五号皿貝一号事件及び国道四十五号

皿貝二号事件審理の開始

一七

## 規 則

視能訓練士法施行細則をここに公布する。

平成二十七年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

視能訓練士法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に  
関し、視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号。以下「政令」という。）及び視能  
訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省令第二号）に定めるもののほか、必要な事項を定  
めるものとする。

（視能訓練士養成所の指定の申請手続）

第二条 政令第十一条の規定により法第十四条第一号又は第二号に規定する視能訓練士養成所の指定  
を申請するときは、様式第一号によるものとする。

（指定養成所の変更の承認手続）

第三条 政令第十二条第一項の規定により政令第十条第一項の指定を受けた視能訓練士養成所（以下  
「指定養成所」という。）の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

（指定養成所の変更届出手続）

第四条 政令第十二条第二項の規定により指定養成所の変更を届け出るときは、様式第三号によるも  
のとする。

（指定養成所の指定取消しの申請手続）

第五条 政令第十六条の規定により指定養成所の指定の取消しを申請するときは、様式第四号による  
ものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

視能訓練士養成所指定に関する調査

様式第1号 (第2条関係) 視能訓練士養成所指定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

印

視能訓練士法第14条第1号又は第2号に規定する視能訓練士養成所の指定を受けたいので、視能訓練士法施行令第11条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 (法人の名称)	住所 (主たる事務所の所在地)
---------------------------------	------------	-----------------

2 視能訓練士養成所の名称、位置及び設置年月日

名称	〒	設置年月日
位置	電話:	年 月 日

3 視能訓練士養成所の長の氏名及び履歴

氏名	
履歴	

1 開設予定 (授業開始) 平成 年 月 授業開始

2 種類	視能訓練士養成所 種類等	氏名	年齢	担当科目	当 定 日	免 許 号 等	年課程 免取 年月等	1学年定員 (昼・夜)		専 任 別
								本の 承諾書	所属 の承諾書	
3 教 員								有・無	有・無	有・無
								有・無	有・無	有・無
4 校 舎	土地面積				m <sup>2</sup>	建物面積				m <sup>2</sup>
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )				
5 実 習 施 設	実習施設 の名称	所在地	病床数	実 指 者	習 導 者	受 入 数				
6 整備に関する 経費	区分	整備 方法	金額							
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他	千円							
	建物	設置者所有・新築・買収・その他	千円							
	設備		千円							
	合計		千円							
7 資 金 計 画	自己 資金	金額	千円							
	借入 資金	金額	千円							
	その他 (具体的に 合 計)	金額	千円							

(記入上の注意) 「5 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。



実習施設承諾書

当施設が、視能訓練士学校養成所指定規則に規定する実習施設として、下記により臨地実習を担当することについて承諾する。

平成 年 月 日

実習施設名  
施設所在地  
開設者氏名

印

(養成所長) 殿 記

実習受入1回当たりの受入人数  
実習受入1回当たりの時間数  
年間受入回数

人  
時間  
回

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

(添付書類)  
実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。

実習施設に関する調査

実習施設名			
位 置			
開設者の氏名 (法人にあつては、 病 床 数 (又は入所定員)			
実習生受入状況 (平成 年度)	養成所名	年間受入延人数 ( 実 数 )	)
		( ( ) )	)
		( ( ) )	)
		( ( ) )	)
最近1年間の両眼視機能の回復のための矯正訓練又はこれに必要な検査を受けた患者延数	期 間	人数又は件数	人
最近1年間の斜視手術取扱数			件
当該施設の実習用設備	品 目	保有の有無	数量
イ ガイドラインに 定める機械器具	角膜形状解析装置一式	有 無	
	角膜内皮細胞測定装置	有 無	
	三次元眼底解析装置 (S.L.O, OCT等)	有 無	
	瞳孔反応測定装置 (イリヌコーター)	有 無	
ロ その他			

(記入上の注意)  
「実習生受入状況」は、申請時の前年度の実績を記入すること。

(添付書類)

1 設置者に関する書類

- (1) 設置者が法人である場合
  - イ 法人の寄附行為又は定款
  - ロ 役員名簿
  - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
  - ニ 法人が視能訓練士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
- (2) 設置者が法人の設立を予定している場合  
認可官庁に提出した申請書

2 建物に関する書類

建物の配置図及び平面図

3 整備に関する書類

- (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
- (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
- (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録

4 資金計画に関する書類

- (1) 自己資金  
金融機関による残高証明書等
- (2) 借入金  
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類  
ロ 融資内諸書等があればその書類の写
- (3) 寄附金等  
イ 寄附申込書  
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
- (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所の場合は不要)  
収支予算及び向こう2年間の財政計画

5 教育環境に関する書類

周辺の略図

6 その他  
学期

(備考)  
この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号(第3条関係)

指定養成所の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更の承認を受けたいので、視能訓練士法施行令第12条第1項の規定により申請します。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒
	電話:

2 承認を受けようとする事項又は事由

変更の事項に (該当する番号に ○を付けること)	(1) 学期 (修業年限に関する事項) (2) 学期 (教育課程に関する事項) (3) 学期 (入所定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (5) 実習施設
変更前	
変更後	

3 変更の予定年月日  
年 月 日

4 変更の理由

視能訓練士養成所定員変更承認に関する調査

1 種類等	視能訓練士養成所 （法令第14条第1項） （昼・夜）	養成所 年課程	変更前 定員	変更後 定員	学級定員の増、減、その他	変更内容														
						専任 兼任の別	その他													
2 教員	現在の教員	氏名	年齢	担当科目	免許番号等	免年月	許得等	本人の承諾書	所属長の承諾書	専任の別										
											免許の種類等	氏名	年齢	担当科目	免番号等	免年月	許得等	本人の承諾書	所属長の承諾書	専任の別
											新たに採用する教員									
3 校舎	土地面積	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )									
4 実習施設	既に承認を受けている実習施設数	新たな実習施設の名称	所在地	実指者 病床数	実指者 習導数	実指者 習導数	受入数													

(記入上の注意)

- 1 この調査は、変更事項(3)の場合に記載すること。
- 2 建物を増築する場合は、「3 校舎」の欄に( )書きで別掲すること。
- 3 「4 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

(添付書類)

- 1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
- 2 学則の新旧対照表 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 3 新学則 (案) 全文 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 4 過去3年間の受験者数及び入学者数 (変更事項(3)の場合)
- 5 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査 (様式第1号の「教員 (専任・兼任) に関する調査」に準じる。) 及び承諾書 (様式第1号に準じる。) (変更事項(3)の場合)
- 6 実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。) 及び実習施設に関する調査 (様式第1号に準じる。) (変更事項(3)の場合)
- 7 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写 (変更事項(3)の場合)
- 8 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成所の周辺の地図 (校舎移転の場合に限る。) 並びに校舎の新配置図及び新平面図 (新部分は赤で囲み表示すること。) (変更事項(4)の場合)
- 9 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。), 実習施設に関する調査 (様式第1号に準じる。) (変更事項(5)の場合)

(備考)

この申請書は、変更を行おうとする3か月前までに提出すること。

様式第3号 (第4条関係)

指定養成所の変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更があったので、視能訓練士法施行令第12条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話：

2 変更があった事項

変 更 の 事 項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 指定養成所の名称 (3) 指定養成所の位置 (4) 学期 (修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。)
変 更 前	
変 更 後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

2 学期の新旧対照表及び新学期全文 (変更事項(4)の場合)

(備考)

この届出書は、変更があったときから1か月以内に提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成所の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

印

指定養成所の指定の取消しを受けたいので、視能訓練士法施行令第16条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話：

2 指定の取消しを受けようとする理由

3 指定の取消しを受けようとする予定期日

年 月 日

4 在学中の学生があるときは、その措置

(添付書類)

指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)



告 示

○宮城県告示第八百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十七年年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十七年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	南町一丁目の一部六単位区域 河原田一丁目一単位区域

二 調査期間

変更前	地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年八月三十一日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百四十二号

白石市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年八月二十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年九月四日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 高 橋 総一郎

公 告

○県営大坪地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十七年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 九百四十二トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、四トントラック車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 二十八トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 九十一キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。



5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城

県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一-二二一-三三三五）へ平成二十七年九月十八日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八七一二二五 一 栗原市築館藤木五番一号

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所総務班（担当 泉田 芳朗 電話〇二二八一二二二一六七）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年九月二十五日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年九月二十四日（木）まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十七年十月七日（水）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十七年十月二十日（火）午後五時まで  
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十七年十月二十六日（月）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時十五分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- (三) 一の1の(三)の購入物品 午前十一時三十分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者  
2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

- (一) 入札金額は一の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(一)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
- (二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2016.
- 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office Kurihara Regional Office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, October 20, 2015, 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Yoshirou Izumida, General Affairs Group, Northern civil engineering office Kurihara Regional Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-1 Fujiki, Tukidate, Kurihara, Miyagi, 987-2251 Japan. Tel.: 0228-22-2167

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

監査委員

○宮城県監査委員告示第9号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成27年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。  
平成27年9月4日

1 監査実施機関及び監査実施日	監査実施機関	監査実施日
○総務部	宮城県監査委員 安部孝	4月14日
地方機関	宮城県監査委員 伊藤 鏡子	4月16日
公務研修所	宮城県監査委員 成田 由加里	5月12日
○環境生活部		6月18日
地方機関		
食肉衛生検査所		
○保健福祉部		
地方機関		
北部児童相談所		
東部児童相談所		
○経済商工観光部		
地方機関		
計量検定所		
大崎高等技術専門学校		
宮城障害者職業能力開発校		
○教育庁		
地方機関		
東部教育事務所		

4月23日  
5月12日  
6月3日  
5月20日

<p>東部教育事務所登米地域事務所 南三陸教育事務所 蔵王自然の家 仙台第一高等学校 仙台第二高等学校 仙台第三高等学校 仙台三桜高等学校 石巻好文館高等学校 古川黎明高等学校 古川黎明中学校 村田高等学校 涌谷高等学校 松山高等学校 宮城野高等学校 東松島高等学校 柴田農林高等学校 気仙沼向洋高等学校 白石工業高等学校 鹿島台商業高等学校 第二工業高等学校 美田園高等学校 光明支援学校 船岡支援学校 西多賀支援学校 角田支援学校 石巻支援学校 名取支援学校 支援学校小牛田高等学校 迫支援学校 支援学校岩沼高等学園 ○警察署</p>	<p>4月30日 6月30日 5月14日 6月2日 6月2日 6月10日 6月10日 5月19日 5月20日 6月10日 6月10日 4月15日 4月16日 5月27日 6月9日 6月9日 5月14日 5月14日 6月30日 5月26日 5月20日 5月28日 4月22日 4月14日 4月15日 4月23日 4月22日 5月20日 5月19日 5月27日 4月3日 4月30日</p>	<p>岩沼警察署 大和警察署 築館警察署 2 監査結果 平成26年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。 なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。 (1) 東部児童相談所 過誤払返納金（里親委託費）及び児童保護費（児童養護施設入所負担金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。 (内容) ○過誤払返納金（里親委託費） ・H26年度収入未済額 現年度分 1,300,994円 過年度分 0円 合 計 1,300,994円 ○児童保護費（児童養護施設入所負担金） ・H26年度収入未済額 現年度分 793,490円 過年度分 5,105,240円 合 計 5,898,730円 ・H25年度収入未済額 現年度分 822,050円 過年度分 5,406,330円 合 計 6,228,380円 (2) 第二工業高等学校 報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。</p>
---	---	--

<p>・件数 1件 ・金額 144,000円</p> <p>○宮城県監査委員告示第10号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成27年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。 平成27年9月4日</p>	<p>地域復興支援課 総合交通対策課 統計課 情報政策課・情報産業振興室 情報システム課</p> <p>○環境生活部 本庁</p> <p>環境生活総務課 環境政策課・再生可能エネルギー室 環境対策課 原子力安全対策課 自然保護課 食と暮らしの安全推進課 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室 震災廃棄物対策課 消費生活・文化課 共同参画社会推進課</p> <p>○保健福祉部 本庁</p> <p>保健福祉総務課・震災支援室 社会福祉課 医療整備課・医学部設置推進室 長寿社会政策課 健康推進課・疾病・感染症対策室 子育て支援課 障害福祉課 薬務課 国保医療課 ○経済商工観光部 本庁</p> <p>経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室</p>
<p>1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関 ○総務部 本庁</p> <p>秘書課 人事課・行政管理室 行政経営推進課 職員厚生課 私学文書課・県政情報公開室 広報課 財政課 税務課・地方税徴収対策室 市町村課（選挙管理委員会事務局を含む。） 管財課 危機対策課 消防課・防災ヘリコプター管理事務所 ○震災復興・企画部 本庁</p> <p>震災復興・企画総務課 震災復興推進課 震災復興政策課</p>	<p>宮城県監査委員 安 部 孝 宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子 宮城県監査委員 成 田 由 加里</p> <p>監査実施日</p>
<p>7月8日 7月17日 7月17日 7月17日 7月8日 7月17日 7月8日 7月24日 7月23日 7月17日 7月8日 7月17日 7月8日</p>	<p>7月7日 7月7日 7月7日 7月8日 7月8日 7月14日 7月22日 7月13日 7月22日 7月22日 7月13日 7月22日 7月13日 7月7日 7月24日 7月24日 7月17日 7月24日 7月24日 7月24日 7月7日 7月7日 7月28日</p>

報 公 報 城 回

新産業振興課	7月7日	防災砂防課	7月23日
産業立地推進課・自動車産業振興室	7月23日	港湾課	7月29日
商工経営支援課	7月23日	空港臨空地域課	7月9日
産業人材対策課	7月23日	都市計画課・復興まちづくり推進室	7月24日
雇用対策課	7月23日	下水道課	7月29日
観光課	7月22日	建築宅地課	7月10日
国際経済・交流課・海外ビジネス支援室	7月14日	住宅課・復興住宅整備室	7月17日
地方機関		営繕課	7月23日
白石高等技術専科	7月14日	設備課	7月23日
○農林水産部		○出納局	
本庁		本庁	
農林水産総務課・農林水産政策室	7月29日	会計課・会計指導検査室	7月14日
農林水産経営支援課	7月15日	契約課	7月14日
食産業振興課	7月16日	検査課	7月9日
農業振興課	7月22日	○議事事務局	7月29日
農産園芸環境課	7月28日	○教育庁	
畜産課	7月9日	本庁	
農村振興課	7月28日	総務課・教育企画室	7月28日
農村整備課・農地復興推進室	7月29日	福利課	7月13日
林業振興課	7月16日	教職員課	7月9日
森林整備課	7月16日	義務教育課・特別支援教育室	7月15日
水産業振興課		高校教育課	7月14日
(宮城海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む。)	7月13日	施設整備課	7月28日
水産業基盤整備課・漁港復興推進室	7月24日	スポーツ健康課	7月15日
○土木部		生涯学習課	7月13日
本庁		文化財保護課	7月15日
土木総務課	7月29日	○警察本部	8月5日、6日
事業管理課	7月10日	○人事委員会事務局	7月21日
用地課(収用委員会事務局を含む。)	7月9日	○監査委員事務局	7月29日
道路課	7月28日	○労働委員会事務局	7月28日
河川課	7月17日	2 監査結果	

平成26年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 税務課・地方税徴収対策室

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分	1,705,086,450円
過年度分	3,604,984,294円
合 計	5,310,070,744円

・H25年度収入未済額

現年度分	1,778,539,538円
過年度分	4,575,909,438円
合 計	6,354,448,976円

(2) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分	31,646,763円
過年度分	513,622,996円
合 計	545,269,759円

・H25年度収入未済額

現年度分	23,411,985円
過年度分	490,941,011円
合 計	514,352,996円

(3) 子育て支援課

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還金に

おいて、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H26年度収入未済額	
現年度分	14,527,371円
過年度分	84,768,164円
合 計	99,295,535円

・H25年度収入未済額

現年度分	15,849,127円
過年度分	82,063,828円
合 計	97,912,955円

○児童保護費

・H26年度収入未済額	
現年度分	1,924,940円
過年度分	12,198,550円
合 計	14,123,490円

・H25年度収入未済額

現年度分	2,781,780円
過年度分	13,477,154円
合 計	16,258,934円

○過誤払返納金（里親委託費及び未熟児童育医療費自己負担金）

・H26年度収入未済額	
現年度分	1,300,994円
過年度分	2,240円
合 計	1,303,234円

・H25年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	2,240円
合 計	2,240円

○児童扶養手当給付費返還金

・H26年度収入未済額

報 告 書 公 道 報 告

<p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>311,910円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>15,980,640円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>16,292,550円</td> </tr> </table> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>880,160円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>21,142,380円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>22,022,540円</td> </tr> </table> <p>(4) 経済商工観光総務課・企業復興支援室</p> <p>返還金（平成23・24年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>624,132,558円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>624,132,558円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>628,210,533円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>628,210,533円</td> </tr> </table> <p>(5) 農林水産経営支援課</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,852,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>25,336,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>30,188,000円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,280,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>22,324,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>26,604,000円</td> </tr> </table>	現年度分	311,910円	過年度分	15,980,640円	合 計	16,292,550円	現年度分	880,160円	過年度分	21,142,380円	合 計	22,022,540円	現年度分	0円	過年度分	624,132,558円	合 計	624,132,558円	現年度分	628,210,533円	過年度分	0円	合 計	628,210,533円	現年度分	4,852,000円	過年度分	25,336,000円	合 計	30,188,000円	現年度分	4,280,000円	過年度分	22,324,000円	合 計	26,604,000円	<p>(6) 畜産課</p> <p>補助金等精算返還金（平成15年度死亡牛適正処理施設整備事業補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>29,709,868円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>29,709,868円</td> </tr> </table> <p>(7) 河川課</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>変更契約の締結について、議会の議決を得るべきところ、得ていなかったもの。</p> <p>・長沼ダム承水路函渠工事</p> <p>(8) 住宅課</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○県営住宅使用料</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>21,001,353円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>96,752,563円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>117,753,916円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>23,978,222円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>166,772,338円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>190,750,560円</td> </tr> </table> <p>○県営住宅駐車場使用料</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>2,251,200円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>5,329,600円</td> </tr> </table>	現年度分	29,709,868円	過年度分	0円	合 計	29,709,868円	現年度分	21,001,353円	過年度分	96,752,563円	合 計	117,753,916円	現年度分	23,978,222円	過年度分	166,772,338円	合 計	190,750,560円	現年度分	2,251,200円	過年度分	5,329,600円
現年度分	311,910円																																																										
過年度分	15,980,640円																																																										
合 計	16,292,550円																																																										
現年度分	880,160円																																																										
過年度分	21,142,380円																																																										
合 計	22,022,540円																																																										
現年度分	0円																																																										
過年度分	624,132,558円																																																										
合 計	624,132,558円																																																										
現年度分	628,210,533円																																																										
過年度分	0円																																																										
合 計	628,210,533円																																																										
現年度分	4,852,000円																																																										
過年度分	25,336,000円																																																										
合 計	30,188,000円																																																										
現年度分	4,280,000円																																																										
過年度分	22,324,000円																																																										
合 計	26,604,000円																																																										
現年度分	29,709,868円																																																										
過年度分	0円																																																										
合 計	29,709,868円																																																										
現年度分	21,001,353円																																																										
過年度分	96,752,563円																																																										
合 計	117,753,916円																																																										
現年度分	23,978,222円																																																										
過年度分	166,772,338円																																																										
合 計	190,750,560円																																																										
現年度分	2,251,200円																																																										
過年度分	5,329,600円																																																										



<p>(9) 会計課</p> <p>所得税において、源泉徴収漏れによる支払遅延のため、不納付加算税及び延滞税の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じるとともに、指導徹底を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収漏れ額 5,215,401円</li> <li>・不納付加算税 154,500円</li> <li>・延滞税 151,100円</li> </ul> <p>(10) 高校教育課</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>54,049,133円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>57,772,663円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>111,821,796円</td></tr> </table> </li> <li>・ H25年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>43,865,050円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>31,222,641円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>75,087,691円</td></tr> </table> </li> </ul> </li> <li>○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>0円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>983,000円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>983,000円</td></tr> </table> </li> <li>・ H25年度収入未済額</li> </ul> </li> </ul>	現年度分	54,049,133円	過年度分	57,772,663円	合 計	111,821,796円	現年度分	43,865,050円	過年度分	31,222,641円	合 計	75,087,691円	現年度分	0円	過年度分	983,000円	合 計	983,000円	<p>現年度分 22,400円</p> <p>過年度分 960,600円</p> <p>合 計 983,000円</p> <p>(11) 警察本部</p> <p>イ 損害賠償金、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○損害賠償金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>3,658,134円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>14,415,850円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>18,073,984円</td></tr> </table> </li> <li>・ H25年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>3,884,265円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>10,870,050円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>14,754,315円</td></tr> </table> </li> </ul> </li> <li>○放置違反金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>5,621,000円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>11,819,509円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>17,440,509円</td></tr> </table> </li> <li>・ H25年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>5,772,000円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>15,378,009円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>21,150,009円</td></tr> </table> </li> </ul> </li> <li>○放置違反金に係る延滞金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額 <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>479,800円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>1,370,190円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,849,990円</td></tr> </table> </li> <li>・ H25年度収入未済額</li> </ul> </li> </ul>	現年度分	3,658,134円	過年度分	14,415,850円	合 計	18,073,984円	現年度分	3,884,265円	過年度分	10,870,050円	合 計	14,754,315円	現年度分	5,621,000円	過年度分	11,819,509円	合 計	17,440,509円	現年度分	5,772,000円	過年度分	15,378,009円	合 計	21,150,009円	現年度分	479,800円	過年度分	1,370,190円	合 計	1,849,990円
現年度分	54,049,133円																																																
過年度分	57,772,663円																																																
合 計	111,821,796円																																																
現年度分	43,865,050円																																																
過年度分	31,222,641円																																																
合 計	75,087,691円																																																
現年度分	0円																																																
過年度分	983,000円																																																
合 計	983,000円																																																
現年度分	3,658,134円																																																
過年度分	14,415,850円																																																
合 計	18,073,984円																																																
現年度分	3,884,265円																																																
過年度分	10,870,050円																																																
合 計	14,754,315円																																																
現年度分	5,621,000円																																																
過年度分	11,819,509円																																																
合 計	17,440,509円																																																
現年度分	5,772,000円																																																
過年度分	15,378,009円																																																
合 計	21,150,009円																																																
現年度分	479,800円																																																
過年度分	1,370,190円																																																
合 計	1,849,990円																																																

現年度分	405,800円
過年度分	1,800,290円
合 計	2,206,090円

ロ 需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

電気料及び回線使用料を支出すべきところ、回線使用料を支出しなかったため、公共料金振替口座から回線使用料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものである。

- ・件数 1件
- ・回線使用料金額 270,000円
- ・電気料金額 311,444円
- ・遅収加算額 9,046円

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第六号

国道四十五号平井田事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十七年九月四日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十七年八月二十六日付け宮収第二十七号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

大澤 博明 住所・常居所不明 ただし、住民票上の住所「東京都豊島区池袋三丁目三番一六号  
ネスト要三〇一号」

○宮城県収用委員会告示第七号

国土交通大臣起業の一般国道四十五号改築工事並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件（国道四十五号平井田事件、国道四十五号皿貝一号事件及び国道四十五号皿貝二号事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十七年九月四日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 日時 平成二十七年十月五日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等